

## 食品衛生トピックス 《2014/02/25》

### ○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成26年2月24日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査において、韓国産生鮮エゴマから基準値を超えるジニコナゾールが検出されたことを踏まえて、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることとなりました。

#### 《 ジニコナゾールについて 》

1. トリアゾール系殺菌剤。
2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、欧州食品安全機関(EFSA)によると、体重1kg 当たり 0.02mg/日と提案されている。
3. 体重 60kg の人が、ジニコナゾールが 1.02ppm 残留したエゴマを毎日 1.17 kg 摂取し  
けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. ジニコナゾールは、エゴマを含め、他の品目についても 0.01ppm の基準値が適用される。

《 韓国産エゴマのジニコナゾールに係る違反の内容 》

1. 品名:生鮮エゴマ

輸入者:株式会社 ○○○○

輸出者:BU KYUNG SANGSA

届出数量及び重量:24 カートン、48.00 kg

検査結果:ジニコナゾール 0.04ppm 検出(基準値:0.01ppm)

届出先:福岡検疫所 門司検疫所支所 下関分室

日本への到着年月日:平成 25 年4月 11 日

違反確定日:平成 25 年4月 25 日

貨物の措置状況:一部販売、残余廃棄済み。

2. 品名:生鮮エゴマ

輸入者:○○貿易

輸出者:AIZEN TRADING CO.

届出数量及び重量:15 カートン、30.00 kg

検査結果:ジニコナゾール 1.02ppm 検出(基準値:0.01ppm)

届出先:福岡検疫所

日本への到着年月日:平成 26 年2月 12 日

違反確定日:平成 26 年2月 20 日

貨物の措置状況:全量販売済み

3. 品名:生鮮エゴマ

輸入者:株式会社 ○○○○

輸出者:HAESANG TRADING CO.,LTD.

届出数量及び重量:38 カートン、76.00 kg

検査結果:ジニコナゾール 0.11ppm 検出(基準値:0.01ppm)

届出先:福岡検疫所

日本への到着年月日:平成 26 年2月 13 日

違反確定日:平成 26 年2月 20 日

貨物の措置状況:全量販売済み

食安輸発0224第1号  
平成26年2月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産エゴマ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年2月20日付け食安輸発0220第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産生鮮エゴマから基準値を超えるジニコナゾールを検出したことから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エゴマ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジニコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジニコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。